平成２９年（フ）第４５号
山口県岩国市錦見８丁目30番27―２号
債務者　稲村　昭博
1　決定年月日時　平成29年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第４７号
山口県岩国市門前町１丁目２番15―204号
債務者　助友　志織
1　決定年月日時　平成29年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第３１４号
沖縄県那覇市長田１丁目15番18号　クリエイティブ長田402
債務者　泉　　和枝（旧姓平良・下地）
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２０８号
神奈川県横須賀市坂本町５丁目33番地
債務者　関上　聖子
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１５５号
広島県福山市寺町11番13号
債務者　小堀　永二
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第７５２号
千葉県流山市流山７丁目638番地の１　サンライズドールＡ―102
債務者　東恩納　愛
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７８９号
千葉県柏市布施140番地１　コーポウィステアリア205号
債務者　長谷部隆博
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７９４号
千葉県松戸市常盤平７丁目17番地　常盤平公団住宅２街区23棟404号
債務者　菊地　義信
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７９９号
千葉県柏市大井934番地２　５―207号
債務者　藪中　梨里
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１１８号
北海道室蘭市柏木町８番32号
債務者　菊地　雅一
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第４６０２号
大阪市西成区橘２丁目９番28号　アヴィＢＪハウス橘　501
債務者　大鹿　友寛
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６４３号
大阪市平野区長吉長原４丁目９番４号　ダイヤモンドハイツ　403
債務者　インテリア大西こと　大西　　晃
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６５９号
大阪市住之江区南港東１丁目６番３―1111号
債務者　乾　　武晴
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６８３号
大阪市住之江区南港東１丁目６番３―1111号
債務者　乾　　早織（旧姓上甲）
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６９０号
大阪市平野区長吉出戸７丁目４番27号　エスパシオ長吉303
債務者　灯～Ｌａｍｐ～こと　石津みゆき
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７６９号
大阪府吹田市山田西２丁目３番２―512号
債務者　辻　　充子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０５７号
大阪市東成区大今里南３丁目16番17号
債務者　木村　守一
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部